平成２３年（フ）第２０３号
佐賀市高木瀬西１丁目５番15号
債務者　島　　信隆
1　決定年月日時　平成23年10月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月14日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２５３号
佐賀県佐賀市大和町大字尼寺1280番地１
債務者　諸岡　宗徳
1　決定年月日時　平成23年10月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月14日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２６６号
佐賀県小城市小城町畑田1812番地５
債務者　武藤　晴美
1　決定年月日時　平成23年10月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月14日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３３２号
佐賀県神埼郡吉野ヶ里町吉田2985番地20　三根荘202号
債務者　小林　義浩
1　決定年月日時　平成23年10月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月14日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第５３６号
熊本県宇土市松山町4389番地２
債務者　山田　義雄
1　決定年月日時　平成23年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月14日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第５３７号
熊本県宇土市松山町4389番地２
債務者　山田　和美
1　決定年月日時　平成23年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月14日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第５３８号
熊本県宇土市神馬町749番地２、前住所熊本県宇土市馬之瀬町151番地13
債務者　兼瀬　秋則
1　決定年月日時　平成23年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月14日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第５３９号
熊本県宇土市神馬町749番地２、前住所熊本県宇土市馬之瀬町151番地13
債務者　兼瀬　晶子
1　決定年月日時　平成23年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月14日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第５６６号
熊本市松尾町上松尾2081番地
債務者　小嶋　　親
1　決定年月日時　平成23年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月14日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第５７０号
熊本市新外３丁目１番48―205号
債務者　吉川　節子
1　決定年月日時　平成23年10月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月14日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第５８４号
熊本市清水万石４丁目８番17―304号
債務者　坂本　　明
1　決定年月日時　平成23年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月14日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第６０３号
熊本市島崎１丁目30番15号
債務者　中村　　悟
1　決定年月日時　平成23年10月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月14日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第３８２号
大分市大字小池原607番地
債務者　八汐　友典
1　決定年月日時　平成23年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月14日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第３８６号
大分市大字志生木2287番地の２
債務者　江藤　健二
1　決定年月日時　平成23年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月14日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第３９８号
大分県臼杵市大字戸室924番地の１
債務者　森本　竜説（旧姓佐々木）
1　決定年月日時　平成23年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月14日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第１６９号
宮崎県延岡市昭和町３丁目1988番地
債務者　坂本惠美子
1　決定年月日時　平成23年10月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月14日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２３年（フ）第１０３号
岩手県北上市黒沢尻３丁目18番16号
債務者　成田　博明
1　決定年月日時　平成23年10月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月15日まで
盛岡地方裁判所花巻支部